

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年4月21日(2011.4.21)

【公表番号】特表2003-505345(P2003-505345A)

【公表日】平成15年2月12日(2003.2.12)

【出願番号】特願2001-502855(P2001-502855)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/56	(2006.01)
A 6 1 K	31/565	(2006.01)
A 6 1 K	31/566	(2006.01)
A 6 1 K	31/568	(2006.01)
A 6 1 K	31/5685	(2006.01)
A 6 1 K	31/58	(2006.01)
A 6 1 P	5/26	(2006.01)
A 6 1 P	5/30	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	37/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/56
A 6 1 K	31/565
A 6 1 K	31/566
A 6 1 K	31/568
A 6 1 K	31/5685
A 6 1 K	31/58
A 6 1 P	5/26
A 6 1 P	5/30
A 6 1 P	15/00
A 6 1 P	27/02
A 6 1 P	37/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年2月25日(2011.2.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

従って、「非経口」の用語は、腸管外、局所、吸入、植込み、眼内、鼻内、腔内、直腸内処方剤および投与である。さらに、植込み処方剤は、植込みの身体位置とは無関係に「非経口」の用語に加える事とする。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0026

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0026】

「腸管外」投与は、薬剤組成品を静脈内、動脈内、筋肉内、髄腔内または皮下などに注入

する事によって達成できる。

「局所処方剤」は、皮膚表面への直接適用のための薬剤を配置でき、そこから有効量の薬剤を放出する組成品を意味する。局所処方剤の例は、その限りではないが、軟膏、クリーム、ゲル、経皮パッチ、スプレイ、腔リングおよびペーストを含む。「経皮」とは、薬剤の皮膚表面からの移行を促進する投与経路を指し、経皮組成品は、皮膚表面に投与する。